

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第3の2を次のように改める。

別表第3(第28条の2関係)

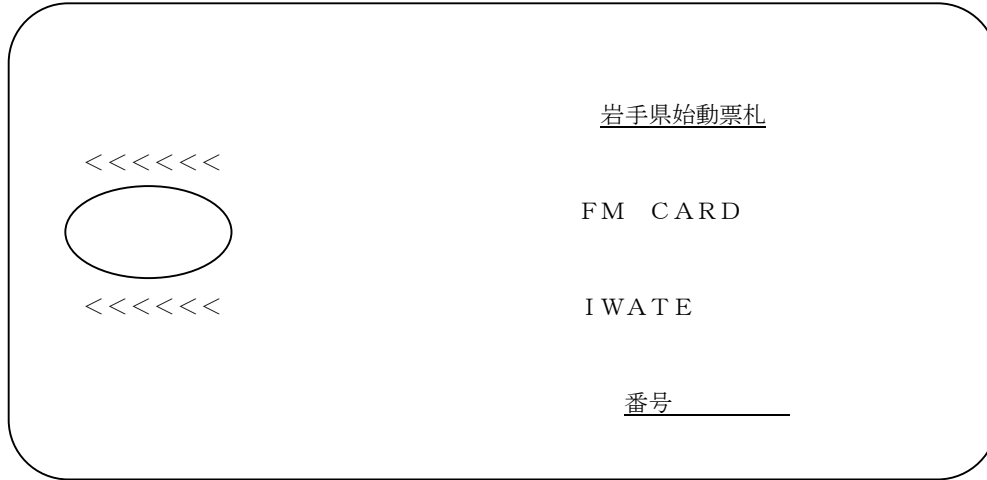
納税証紙印



大きさ 縦 23.0ミリメートル、横 65.0ミリメートル

別表第3の2(第28条の3関係)

始動票札



大きさ 縦 54.0ミリメートル、横 86.0ミリメートル

様式第61号の2中

「

	種類	金額	摘要
始 動 票 札	収納計器第1号器 ①	円	
	収納計器第2号器 ②		
	収納計器第3号器 ③		
	収納計器第4号器 ④		
	始動票札買受申込額 ①+②+③+④=⑤		
	誤表示還付請求額 ⑥		

を

⑤－⑥	差引計	⑦		
	前回までの取扱手数料交付基礎額	⑧		
⑦＋⑧	取扱手数料交付基礎額	⑨		
始 動 票 札 取 扱 手 数 料	2億円以下の金額	$⑨ \times \frac{1.5}{100}$	⑩	
	2億円を超え3億円以下の金額	$⑨ \times \frac{1.0}{100}$	⑪	
	3億円を超え10億円以下の金額	$⑨ \times \frac{0.6}{100}$	⑫	
	10億円を超え15億円以下の金額	$⑨ \times \frac{0.5}{100}$	⑬	
	15億円を超える金額	$⑨ \times \frac{0.4}{100}$	⑭	
	小計	$⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ = ⑮$		
		$⑮ \times \frac{5}{100}$	⑯	
	合計	$⑮ + ⑯$	⑰	
		前回までの交付額	⑱	
	⑰－⑱	差引交付額	⑲	
⑦－⑱	差引納付額			

	種 類	金 額	摘 要
始 動 票 札	収納計器第1号器	円	①
	収納計器第2号器		②
	収納計器第3号器		③
	始動票札買受申込額		$① + ② + ③$ ④
	誤表示還付請求額		⑤
④－⑤	差引計		⑥
	前回までの取扱手数料交付基礎額		⑦
⑥＋⑦	取扱手数料交付基礎額		⑧
始 動 票 札 取 扱 手 数 料	2億円以下の金額	$⑧ \times \frac{1.5}{100}$	⑨
	2億円を超え3億円以下の金額	$⑧ \times \frac{1.0}{100}$	⑩
	3億円を超え10億円以下の金額	$⑧ \times \frac{0.6}{100}$	⑪
	10億円を超え15億円以下の金額	$⑧ \times \frac{0.5}{100}$	⑫

」

「

に

料	15億円を超える金額	$\textcircled{8} \times \frac{0.4}{100}$	$\textcircled{13}$		
	小計	$\textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11} + \textcircled{12} + \textcircled{13}$	$\textcircled{14}$		
		$\textcircled{14} \times \frac{5}{100}$	$\textcircled{15}$		
	合計	$\textcircled{14} + \textcircled{15}$	$\textcircled{16}$		
		前回までの交付額	$\textcircled{17}$		
	$\textcircled{16} - \textcircled{17}$	差引交付額	$\textcircled{18}$		
$\textcircled{6} - \textcircled{18}$	差引納付額				

改める。

第2条 岩手県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(始動票札の買受け等) 第28条の5 [略] 2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額、始動票札の使用済番号等を収納計器使用実績報告書（様式第61号の3）により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。	(始動票札の買受け等) 第28条の5 [略] 2 収納計器取扱人は、当月分の納税証紙印の押印金額等を収納計器使用実績報告書（様式第61号の3）により翌月5日までに、所管の局長に報告しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第61号の3中

実績		収納計器別					計
		第1号器	第2号器	第3号器	第4号器	計	
表示・実績額	前月未累計	① 表示額	円	円	円	円	円
		② 誤表示額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
		①-② 差引正当表示額					
	当月分	③ 表示額					
		④ 誤表示額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
		③-④ 差引正当表示額					
計	⑤ 表示額						
	⑥ 誤表示額	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	

を

	⑤-⑥ 差引正当表示額					
当月分使用済始動票札番号	No. ~	No. ~	No. ~	No. ~	/	

実績		収納計器別	第1号器	第2号器	第3号器	計
前 月 末 累 計	① 押印金額		円	円	円	円
	② 誤表示額		(件)	(件)	(件)	(件)
	①-② 差引正当額					
当 月 分	③ 押印金額					
	④ 誤表示額		(件)	(件)	(件)	(件)
	③-④ 差引正当額					
計	⑤ 押印金額					
	⑥ 誤表示額		(件)	(件)	(件)	(件)
	⑤-⑥ 差引正当額					

改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年11月1日から施行する。